

手形・小切手の電子交換に向けた取組および一部手数料の改定について

平素よりJAにしみのご利用いただき誠にありがとうございます。

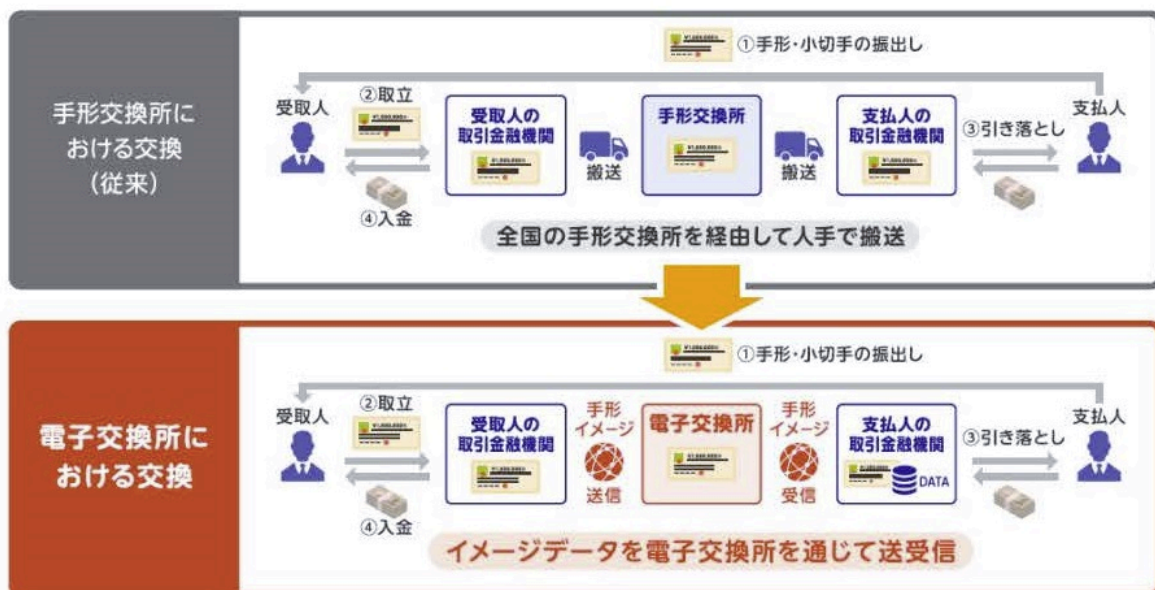
さて、全国銀行協会では、2022年11月に電子交換所を設立することとなり、これにあわせJAバンクでも11月より電子交換所での小切手・手形の業務を開始します。(全国各地に設置されている現在の手形交換所は全て廃止となり、原則すべての小切手・手形が電子交換所での取り扱いとなります。)

また、当JAでは電子交換開始に伴い2022年11月より、小切手・手形の「取立手数料」を下記のとおり変更いたしますのでお知らせいたします。

1. 電子交換所における手形・小切手の交換決済開始について

今までは人手を介して搬送していた小切手・手形ですが、「電子交換所」によって金融機関間の小切手・手形の交換業務をイメージデータの送受信で完結できるようになります。

なお、お客様の手続き方法に変更はありませんので、従来通り紙の手形・小切手をお持ち込みいただけます。



- ◆ 一般社団法人全国銀行協会作成『手形の交換方法を電子化する「電子交換所」設立のご案内』より抜粋

2. 手形・小切手用紙の変更等について

JAバンクにおいては、2022年1月以降の発行分よりQRコード付きの新デザインの手形・小切手用紙に変更しております。

【使用例】※QRコード付きの手形・小切手用紙への変更に伴い、金額・振出人欄等の位置が変更となっています。

AA 000001
令和 年 月 日
金額
渡先
摘要

No. AA 000001 小切手
支払地 東京都千代田区1-23-45
手形農業協同組合 本店
金額 金式百萬円 ¥10,000,000
上記の金額をこの小切手と引替えに
持参人へお支払いください。
拒絶証書不要
振出日 令和 年 月 日
振出地 東京都千代田区 振出人
全国 5001 8880-002
00000 ①:500 ②:8880③: 8880 ④ 002⑤ ⑥234567

・金額欄に、金額の複記等はしないで下さい。

・QRコード欄になつ印等を重ねないで下さい。

約束手形 番号 No. AA 000001
受取人
金額
支払期日 令和 年 月 日
支払地 東京都千代田区
支払場所 手形農業協同組合 本店
振出日 令和 年 月 日 振出地
備考

No. 約束手形 No. AA 000001
収入 金額 金式百萬円 ¥10,000,000
印 紙
上記金額をあなまたはあなたの指図人へこの約束手形と引替えに支払ってください。
令和 年 月 日
振出地 住所 振出人
全国 5001 8880-002
00000 ①:500 ②:8880③: 8880 ④ 002⑤ ⑥234567

・ご記入方法等

<p>金額欄のご記入方法</p>	<p><アラビア数字(算用数字 1、2、3…)でご記入する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・チェックライターを使用して下さい。 ・金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」「★」等の終止符号を印字するほか、3桁ごとに「、」を印字して下さい。 <p><文字でご記入する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・文字の間を詰め、下表の漢数字のみを使用して下さい。 ・崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入して下さい。 ・金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入して下さい。
<p>訂正方法・留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金額を誤記した場合には、訂正せずに新しい手形・小切手用紙を使用して下さい。 ・金額以外の記載事項を訂正する場合には、訂正箇所にお届け印を捺印して下さい。ただし、訂正の記載や捺印が金額欄、組合名QR、コード欄に重なることがないようにして下さい。 ・金額欄には、捺印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにして下さい。 ・QRコード欄には、記名捺印や金額の複記が重なることがないようにして下さい。

・「電子交換所」で読み取り可能な漢数字等

1		2					3		4			5	
壹	壱	弍	弐	式	貳	貳	参	參	四	泗	肆	五	伍
6		7			8		9		10		100		
六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰
1,000			10,000										
千	仟	阡	万	萬									
<その他>		※下記以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。											
金	円	圓 (円の異体字)			億								

・払戻可能予定日の変更(資金化時限)

電子交換所設立後は、全国共通でひとつの交換所での取扱いとなるため、払戻可能予定日が統一されます。

これにより、現在、全国各地の手形交換所での取扱いでは、小切手・手形の支払場所が遠隔地の場合、払戻可能となるまでに日数を要しておりましたが、電子交換所設立後は、払戻可能予定日が早くなります。

(ア)小切手お払戻可能予定日

支払場所		変更前	変更後
当 JA	自店支払	即日	即日
	上記以外	翌々営業日 13 時頃	翌々営業日 13 時頃
他金融機関		翌々営業日または 3 営業日後 13 時頃	翌々営業日 13 時頃

※ 小切手等の種類によって払戻しのできる時刻が異なる場合もあります。

※ 午前中の持込に限ります。(午後持込の場合は、+1 営業日となります)

・当座勘定規定の変更について

電子交換所による手形・小切手の交換決済開始を受け、当座勘定の改正を予定しております。

当座勘定規定の改正内容につきましては 2022 年 10 月中旬に当組合ホームページにおいてご案内の予定です。

※一部、当座勘定規定における「小切手用法」「約束手形用法」「為替手形用法」につきまして、2022 年 4 月適用で改正しております。

3. 取立手数料の変更と郵送による取立廃止について

(1)交換による取立

小切手・手形の取立手数料は、原則すべての小切手・手形が電子交換所での取扱いとなることから、現行の手数料の改定をさせていただきます。

(ア)手数料改定日

2022 年 11 月4日(金)

(イ)改定内容

現在、小切手等の店頭提示について手数料は(無料)とさせていただいておりましたが、電子交換取立に変更となることに伴い、あらたに店頭提示 1 通あたり 440 円の手数料を

(顧客通知用) 2022.10.1

設定させていただきます。

【代金取立手数料 改定】

(税込)

代金取立手数料	電子交換取立 ^{※3}	(店頭提示 1 通) 440円
	個別取立 ^{※1}	(1 通) 660円
取立手形組戻料 ^{※2}	(手形・小切手)	(1通) 1,100円
不渡手形返却料 ^{※2}		

※1 電子交換所不参加金融機関への取立・提示できない通帳等の郵送取立を行う場合。

※2 実費が1,100円を超える場合は所要実費を申し受けます。

※3 当店券(自店支払)は、無料。

(ウ)電子交換取立手数料の経過措置

店頭提示にかかる電子交換取立手数料は、年内(2022年12月31日まで)は、移行期間として無料とさせていただきます。

(2)電子交換所不参加金融機関への取立等について

電子交換所不参加金融機関への取立の場合や、呈示できない通帳等の取立の場合は、郵送による個別取立となりますので、あわせて手数料を改定させていただきます。

・取立手数料および手形・小切手用紙発行手数料のご案内・・・別紙

4.紙の小切手・手形から電子的な決済手段への移行をご検討ください

手形・小切手に関しては、全面的な電子化に向けた検討が進んでおります。2021年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」には、「5年後の約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれました。

これを受け、全国銀行協会は「2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標に掲げております。

電子化のメリットは、手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続き省力化や管理コストの削減など、支払側と受取側双方にあります。

お客様におかれましても、「法人 JA ネットバンク」からの振込といった電子的な決済手段への移行をご検討いただきますようお願い致します。

以上